

島根原子力発電所 2 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（重大事故等対処施設：第41条（火災による損傷の防止））

No.	審査会合 実施日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成26年12月4日	重大事故等対処設備への火災防護対策について、別途説明を行うこと。	本日回答	重大事故等対処設備について、火災の発生防止、感知・消火対策を実施する。 (資料 2 - 2 - 1 P6~18) (資料 2 - 2 - 3 P2.2-3~23)
2	平成26年12月4日	重大事故等対処設備の火災により設計基準対象施設に影響を与える場合を考慮し、基準適合性を説明すること。	本日回答	重大事故等対処設備と同じ機能を有する設計基準対象施設は異なる部屋に設置することで、単一火災により同時に機能喪失することを防止する設計とする。 (資料 2 - 2 - 1 P5)